

令和元年度 ^{よい} 霄美代子氏福祉基金寄贈募集要項

1 趣 旨

故霄美代子氏のご遺志に基づき、障がい者施設の利用者が共同利用することを目的として、大阪府内の障がい者施設に障がい者支援機器を寄贈する。

2 寄贈対象施設

法人であって、大阪府内に所在地がある障がい者支援施設。

(地方公共団体の設置する障がい者支援施設及び地方公共団体が行う障がい福祉サービスの支援事業を受託している障がい者支援施設を除く。)

* 障がい者支援施設とは、障がい者総合支援制度による「介護給付」及び「訓練等給付」の障がい福祉サービスを提供する施設に限る。

3 寄贈予定の障がい者支援機器

(1) 歩行器

寄贈する歩行器は、シンプルな固定式歩行器です。

【参考製品名】 星光医療器 固定式歩行器アルコー3 型

サイズ	重量
小：幅 45×奥行 68×高さ 62—77cm (肘受内側)幅 27×奥行 44cm	10kg
中：幅 52×奥行 76×高さ 80—107cm (肘受内側)幅 35.5×奥行 47.5cm	12kg
大：幅 64×奥行 89×高さ 89—117cm (肘受内側)幅 43×奥行 60cm	13kg

(2) 介護式車いす

寄贈する車いすは、標準的な車いすです。

【参考製品名】 MATSUNAGA

アルミ製 AR-511B

スチール製 DM-81

4 寄贈予定台数

総額 200 万円以内で寄贈台数を決定します。

5 障がい者支援機器寄贈申込

障がい者支援機器寄贈を希望する施設は、別添「令和元年度 ^{よい} 霄美代子氏福祉基金寄贈 障がい者支援機器申込書」と施設の概要書等参考資料を添えて、令和元年8月30日（金）【必着】までに、事務局に提出してください。

6 決 定

申込みのあった施設の中から、「霄美代子氏福祉基金」運営委員会において決定します。

申込み施設多数の場合は抽選とさせていただきます。

（ただし、過去に同基金から寄贈を受けている施設は後順位にします。）

7 寄贈時期及び方法

寄贈時期は、令和元年12月頃とします。

寄贈方法は、事務局から寄贈が決定された施設に連絡を行い、車いす等の販売店から発送いたします。

8 「^{よい} 霄美代子氏福祉基金寄贈」を表記

障がい者支援機器に寄贈名「^{よい} 霄美代子氏福祉基金寄贈」を表記します。

9 「寄贈募集要項」及び申込書の配布先

ア 市町村障がい福祉担当課

イ 大阪府社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会

ウ 大阪障害者自立支援協会関係12団体及び市町村身体障害者福祉会

エ 当法人のホームページ (<http://www.daisyokyo.or.jp/>) 及び福祉広報

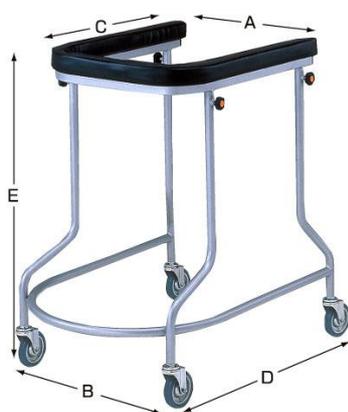
10 申込及び問合せ先

社会福祉法人 大阪障害者自立支援協会
霄美代子氏福祉基金事務局
〒 543-0074
大阪市天王寺区六万体町3-21
電 話 06-6776-1221 (代)
F A X 06-6776-1224

寄贈予定の参考製品

1 歩行器

歩行器



内寸	単位:cm					重量
	A	B	C	D	E	
大	43	64	60	89	89~117	13kg
中	35.5	52	47.5	76	80~107	12kg
小	27	45	44	68	62~77	10kg

2 車いす



アルミ製車いす



スチール製車いす